

委員会提出議案第3号

防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた
社会資本整備の更なる推進を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定
により提出します。

令和2年9月18日 提 出

提出者 総務委員会

委員長 樽 井 豪 男

防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた 社会資本整備の更なる推進を求める意見書

近年、我が国は、豪雨、暴風・波浪、地震など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や激甚的な自然災害が全国各地で頻発している。本市においては、これらの自然災害はもとより、今後発生する可能性が高い南海トラフ地震をはじめ、中央構造線断層帯地震などから住民の生命を守るために国土強靱化及び防災・減災対策に向けた取組みが喫緊の課題である。

しかしながら、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の取組みが最終年度を迎える中、対策の必要な個所は未だ多数存在している。加えて、老朽化の進む既存の社会資本は、災害時に被災しやすいなど国土強靱化の支障となっている。

他方、世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症への対策は、厳しいレベルの市民への自粛要請を伴ったことから、社会経済活動の停滞により民間需要が大幅に落ち込むなど地域経済は大きな打撃を受けている。引き続き感染症への対策には万全を期しながら、地域経済の復興に向け早急に対応する必要がある、建設中または完成後においても地域経済に広範な効果を得ることができる公共事業の推進が経済対策として重要な役割を果たすと期待されている。

については、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の着実な整備と一日も早い地域経済復興のため、必要な公共事業予算を安定的に確保し、浸水・土砂災害対策、地震対策、さらには地域の特徴を活かしたまちづくりなどこれまで以上に推進する必要がある。

よって、国においては、下記の事項に特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 防災・減災、国土強靱化対策を推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の後に続く新たな措置を講じ、必要な予算を安定的に別枠で確保すること。
- 2 今回の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に含まれていない社会資本の老朽化対策について、予防保全への転換に向け、計画的かつ着実な取組が推進できるよう特段の措置を講ずること。

3 地方の社会資本整備を着実に推進するため公共事業予算の安定的かつ持続的な総額を確保するとともに、地域経済の早期復興を図るため公共事業を含めた追加的な補正予算を編成すること。

その際、臨時交付金による地方負担軽減策を併せて講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日
橋本市議会

(提出先) 衆参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、農林水産大臣
国土交通大臣、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣 (防災)